

## 東海市民社会ネットワーク 規約

### 1 名称

本団体の日本語名称を「東海市民社会ネットワーク」（略称を「東海市民ネット」とする。） 、英語名称を Tokai Civil Society Network と定める。

### 2 目的

愛知県、岐阜県、三重県の3県における市民活動団体と政府・自治体等との協働による政策づくりの推進と、これを通じた力強い市民社会の形成を目的とする。

### 3 事業

東海市民ネットは、以下の事業を行う。

- ① 「市民の伊勢志摩サミット」で採択した提言の具体化をはじめとする、市民協働による政策づくり
- ② ①を進めるための新たな制度づくり
- ③ 市民の政策提言力を高めるための研修
- ④ 本規約に定める目的を達成するために必要な外部組織との連携
- ⑤ 本規約に定める目的を達成するために必要な調査・研究
- ⑥ これらを通じた市民社会における次世代育成

### 4 会員

#### (1) 会員の種別

##### ① 正会員

愛知県、岐阜県、三重県等に事務所または住所を置く、市民活動団体（\*）及び個人  
\* 市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む非営利団体（法人格の種類・有無を問わない）。ただし、以下のものを除く。  
・ 宗教の教義を広めることを主たる目的とするもの。  
・ 特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

##### ② 賛助会員

東海市民ネットの事業を賛助する団体（法人格の種類・有無を問わない）及び個人

#### (2) 会費（個人・団体とも）

- ① 正会員      年会費      3,000 円
- ② 賛助会員    年会費    一口 1,000 円

#### (3) 入会

会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

#### (4) 会員の資格の喪失

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき
- ② 団体が消滅したとき 又は本人が死亡若しくは失踪宣言を受けたとき
- ③ 継続して1年以上会費を滞納したとき
- ④ 除名されたとき

(5) 退会

会員は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(6) 除名

会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決によりこれを除名することができる。

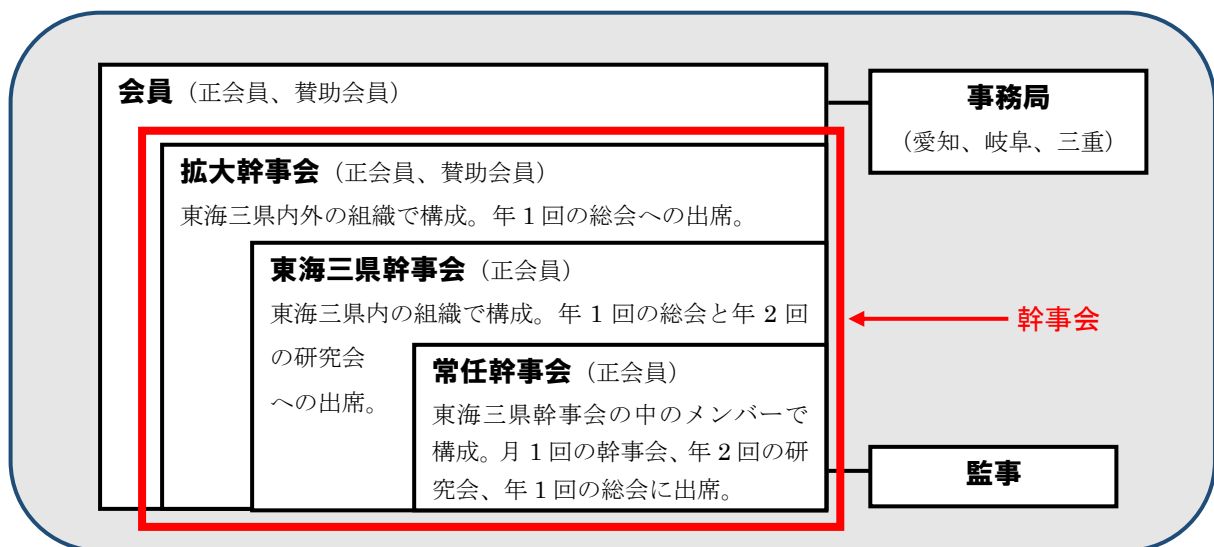
- ① この規約に違反したとき
- ② 東海市民ネットの名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(7) 抛出品品の不返還

既に納入した入会金、会費その他の抛出品は、返還しない。

5 組織体制

概念図



(1) 総会

- ① 総会は、正会員をもって構成する。
- ② 総会は、以下の事項について議決する。
  - ア) 規約の変更
  - イ) 解散及び合併
  - ウ) 事業計画と収支予算及び事業報告と収支決算の承認
  - エ) その他運営に関する重要事項
- ③ 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- ④ 臨時総会は、常任幹事会が必要と認め、招集の請求をした場合に開催する。
- ⑤ 総会は、常任幹事会が招集する。
- ⑥ 総会の議長は、幹事会がこれに当たる。
- ⑦ 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- ⑧ 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑨ 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## (2) 拡大幹事会

全国で活動する NPO/NGO の政策提言、政策協働等について情報交換を行う期間として、拡大三県幹事会を置く。

- ① 拡大幹事会は、日本国内に拠点を置く NPO/NGO で構成する。
- ② 拡大幹事会は、必要に応じて代表、副代表を置く。
- ③ 幹事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- ④ 拡大幹事会への参画は、常任幹事会で承認を得なければならない。

## (3) 東海三県幹事会

- ① 東海三県内を中心とした、NPO/NGO の政策提言、政策協働等について情報交換し、研究を行う機関として東海三県幹事会を置く。
- ② 東海三県幹事会は、愛知県、岐阜県、三重県の NPO/NGO で構成する。
- ③ 東海三県幹事会は、必要に応じて代表、副代表を置く。
- ④ 幹事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- ⑤ 東海三県幹事会への参画は、常任幹事会で承認を得なければならない。

## (4) 常任幹事会

- ① 総会での決定事項及び規約に基づき、日常的に業務を遂行し、必要な方針決定を行う機関として常任幹事会を置く。
- ② 常任幹事会は、東海三県幹事会の代表団体で構成する。
- ③ 常任幹事会の構成団体から、必要に応じて代表、副代表を置くこととし、代表は愛知県、岐阜県、三重県の NPO/NGO を共同代表とする。
- ④ 幹事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- ⑤ 常任幹事会への参画は、常任幹事会で承認を得なければならない。

## (5) 監事

- ① 幹事会の業務執行の状況を監査するとともに、東海市民ネットの財産の状況を監査するため監事を置く。
- ② 監事は 1 団体とする。
- ③ 監事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

## (6) 事務局

- ① 業務の円滑な遂行を図るため事務局を置く。
- ② 事務局は NPO 法人みえ NPO ネットワークセンターに置き、2019 年 4 月から NPO 法人市民社会研究所に移行する。
- ③ 東海三県での活動を円滑に行うため、愛知県、岐阜県、三重県に事務局を置くのが望ましい。

## 6 資産及び会計

### (1) 資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 年会費

- ② 事業に伴う収入
- ③ その他収入
- (2) 事業計画及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度ごとに幹事会が作成し、総会の議決を経なければならない。
- (3) 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。
- (4) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに幹事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- (5) 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- (6) 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 7 解散

- (1) 東海市民ネットは、次に掲げる事由により解散する。
  - ① 総会の議決（正会員総数の4分の3以上の承諾）
  - ② 目的とする活動に係る事業の成功の不能
  - ③ 正会員の欠亡
  - ④ 合併
  - ⑤ 破産
- (2) 解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決したものに譲渡するものとする。

## 附 則

- 1 この規約は、東海市民ネットの成立の日から施行する。
- 2 設立当初の事業年度は、第6（5）の規定にかかわらず、東海市民ネット成立の日から2017年3月31日までとする。